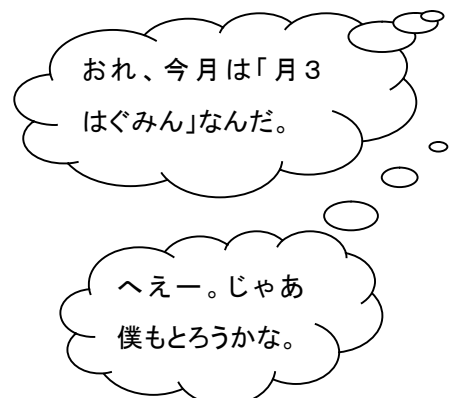


## つきいち 『月1はぐみん年休』運動

- 1 小学生以下の子のいる職員は、計画的に月1日(以上)、育児参加や家庭との両立のための年次休暇をとりましょう。
- 2 特に、子の出産予定日の前後8週間に該当する男性職員は、その期間に特別休暇・年次休暇をあわせて5日以上必ず取得しましょう。
- 3 19日(はぐみんデー)である必要はありません。また、月に2日以上取得することも可能です。
- 4 「月1はぐみんシート」を活用し、計画的に育児参加・家庭との両立を進めましょう。
- 5 所属は、休暇のとりやすい雰囲気づくりに努め、子の出生時・子育て期の職員が休暇をとれるよう声かけをしましょう。

(人事局人事課監察室)



# 『<sup>つきいち</sup>月1はぐみん年休』運動 実施要領

## 1 趣 旨

子の出生時や子育て期の職員が休暇等を取得できるかどうかは、職場における理解や休暇等を取りやすい雰囲気によるところが大きいと考えられます。特に、男性が子の出生時及び産後時に家族をサポートすることは、その後の子育てや家庭内の環境整備において大きな意味を持つと言われていますが、本県では休暇等の取得率が低い状況が続いています。そこで、子育て期の男女職員が、仕事と子育て・家庭との両立のための休暇等を取得しやすい職場環境をつくるため、年間を通じて『<sup>つきいち</sup>月1はぐみん年休』運動を行うこととします。

## 2 目 的

- (1) 子育て期の職員が、仕事と子育て・家庭との両立のための休暇を取りやすい職場環境を作ること。
- (2) 特に、子の出産予定日の前後8週間に該当する男性職員が、その期間に特別休暇・年次休暇をあわせて5日以上必ず取得できるようにすること。

## 3 対 象

- (1) 小学生以下の子のいる職員
- (2) 特に、子の出産予定日の前後8週間に該当する男性職員

## 4 内 容

- (1) 小学生以下の子のいる職員は、計画的に月1日以上、育児参加や家庭との両立のために年次休暇をとりましょう。
- (2) 特に、子の出産予定日の前後8週間に該当する男性職員は、その期間に特別休暇・年次休暇をあわせて5日以上必ず取得しましょう。
- (3) 19日（はぐみんデー）である必要はありません。また、月に2日以上取得することも可能です。もちろん、時間単位の取得も可能です。
- (4) 「<sup>つきいち</sup>月1はぐみんシート」を活用し、予定や目標を毎月設定して、計画的に育児参加・家庭との両立を進めましょう。
- (5) 所属は、休暇のとりやすい雰囲気づくりに努め、子育て期の職員が休暇をとれるよう声かけをしましょう。特に、子の出生時の男性職員のいる所属においては、該当職員が5日以上休暇等（特別休暇を含む）を取得できるよう、積極的な声かけを行い、休暇が取得できているか確認をしてください。

## 5 留意点

取得状況を集計するため、『<sup>つきいち</sup>月1はぐみん年休』を取得する際は、総務事務システムの届出時に、備考欄の「<sup>つきいち</sup>月1はぐみん年休」にチェックを入れる（「年次休暇処理簿」による場合は、期間欄の余白に記入する）ものとする。

（所管：人事局人事課監察室）